

マイナンバー制度講座

～基礎的な知識を身につけよう～

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

マイナンバー制度の正確な知識を身に付け、適切な取扱いができるようになる。

- マイナンバー制度に関する基礎的な知識を身に付けます。
- 個人情報の管理とその留意点について学びます。
- マイナンバー制度におけるトラブル実例からその対応等を学びます。

期日	第1班	2019年5月16日(木)～5月17日(金)		会場	茨城県自治研修所 7階 701研修室	講師	学識経験者
	第2班	2019年6月6日(木)～6月7日(金)					
	時間	1日目	10時00分～16時30分 ※集合：9時45分				
		2日目	9時30分～16時30分				
対象	一般職員 マイナンバーの取扱い担当者になった、マイナンバー制度の基本を学びたい、適切な管理方法を知りたいといった方				計画人員	60人	

研修の概要

平成27年7月からマイナンバー制度が施行され、平成29年7月にはオンラインでの情報連携が始まりました。自治体職員には、マイナンバーの正確な知識や適切な取扱いが求められています。

この講座では、マイナンバー制度に関する基礎的な知識を習得するとともに、その管理方法や想定される問題点等について対処法を学びます。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00		12:00	13:00		16:30
1日目		開講 が エ ン ト		・マイナンバー制度の概要 ・地方自治体に求められる対応		休憩		
2日目				・管理運用における留意点 ・情報セキュリティ対策		休憩		閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・ 普段の業務の中で起こりうるリスクがある事を改めて実感した。
- ・ 個人番号を取り扱う者として責任が重大であることが良く分かった。
- ・ 他の市町村の同じ業務を担当している人と交流ができたのでよい情報交換ができた。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・ 水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・ 研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>